

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第22号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条
第3項の規定に基づき、ショベルローダー等の定
期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の31
の自主検査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、ショベルローダー等の定期自主検査指針
（労働安全衛生規則第151条の31の自主検査に係
るもの）（昭和60年12月18日付け自主検査指針公
示第9号）は、廃止する。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 ショベルローダー等の定期自主検査指
針（労働安全衛生規則第151条の31の自主検査
に係るもの）
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和
47年労働省令第32号）第151条の31の規定によ
るショベルローダー等の自主検査の適切かつ有
効な実施を図るため当該自主検査の検査項目、
検査方法及び判定基準を定めたものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー
ジ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。
また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
及び都道府県労働局労働基準部安全主務課にお
いて閲覧に供する。